

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
指定居宅介護支援重要事項説明書
(令和6年 4月 日現在)

1. 当社が提供するサービスについて相談窓口

電話 53-4637 (午前8時30分～午後5時15分)

※繋がらない場合は、携帯電話に転送されます。

2. 職員配置及び体制

常勤職員 5名

	資 格	勤務体制	業務内容
管理者（主任介護支援専門員・介護支援専門員兼務） 奈尾 和哉	主任介護支援専門員	常勤 1名	管理全般・介護計画作成、及びマネジメント、介護支援専門員への指導、助言等
介護支援専門員	主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 5名	常勤 6名	介護計画作成、及びマネジメント等

3. 指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 指定居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
所在地	厚岸町梅香2丁目1番地（厚岸町社会福祉センター）
介護保険指定番号	居宅介護支援（北海道0174300020号）
サービスを提供する地域	厚岸町内

(2) 営業日・時間

営業日	月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日、12月29日から1月3日まで
その他上記以外	緊急やむを得ず、その事態が発生した場合は、弾力的に対応いたします。

(3) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況・生活環境・家族の希望を勘案し、生活の質の向上を図るための介護サービスが適切に利用できるよう、本人家族に変わり介護計画を作成しサービス事業所との連絡調整及びその他の便宣的なサービスの提供を行います。
運営の方針	中立公正かつ専門的な見地から、利用者の自己選択・決定権を尊重し、利用者の自立した生活を支援していくことを基本理念とします。

4. 居宅介護支援の主な流れと内容

①居宅介護支援事業所の選択	介護保険サービスの利用に当たり、自身の担当となる居宅介護支援事業所を選択することができます。
②利用者への情報の提供	地域でのサービス事業者のサービス内容や利用料等の情報を利用者または家族に提供して、サービスの選択を求める。
③利用者の状態の把握	自宅を訪問して利用者及び家族と面談し、利用者の能力やすでに利用しているサービス等の環境等の評価を通して、現に抱えている問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。
④居宅サービス計画の原案作成	解決すべき課題に基づき、地域でのサービス提供体制を考えて、提供サービスの目標と達成時期、サービス提供上の留意点等を盛り込んだ計画の原案を作成します。
⑤サービス担当者との連絡・調整	原案に位置づけたサービスの担当者との会議（サービス担当者会議）や照会等により、原案について専門的な見地からの意見を求めます。
⑥居宅サービス計画の確定	原案でのサービスについて、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の内容を利用者または家族に説明し、利用者の同意を得ます。
⑦サービス利用票・サービス提供票の作成	同意を得た計画に基づき、利用者にはサービス利用票を、サービス事業者にはサービス提供票を交付し、それにに基づきサービス提供が行われます。
⑧計画実施状況の把握と連絡調整	計画の作成後も利用者・家族やサービス事業者と継続的に連絡することにより計画の実施状況と解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更や事業者との連絡調整等を行います。
⑨その他	担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）の変更を希望される方はご相談下さい。

5. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護報酬から全額給付されるので自己負担はありません。

※ただし、保険料を納期限から原則1年間滞納している場合は、サービスを現物給付から償還払い方式に変更します。

これを「支払方法変更」といい、該当する利用者の被保険者証には、その旨が期間とともに記載されます。

この場合、サービス費用の全額を徴収し当社から領収書・提供証明書を発行し、役場窓口に支払申請を行い、保険給付対象額の払い戻しを受けます。

料金 別紙料金表を参照してください。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当社に対するご利用者相談・苦情担当

相談、苦情に対する窓口として、相談担当者を置いている。又担当者が不在の時には基本的な事項については、他の職員が対応できるようにしている。

●相談窓口 居宅介護支援事業所（電話 53-4637）

●担当者 管理者 奈尾 和哉

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

●厚岸町保健福祉総合センター内

保健福祉課介護保険係 電話 0153-53-3333

●北海道国民健康保険連合会 電話 011-231-5161

（2）円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

①苦情があった場合は、ただちに指定居宅サービス事業者と連絡を取り、必要がある場合は直接利用者を訪問、詳細な事情を聞き、事実の確認をする。

②事実確認後、当事業所の管理者と職員で検討を行う。

③検討した結果、指定居宅サービス事業所に責がある場合には早急に事業者との連絡を取り、その結果を利用者に連絡する。

④苦情及び苦情対策についての記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

（3）苦情があったサービス事業所に対する対応方針等

指定居宅サービス事業所に苦情報告と改善について指示を書面と口頭により指示を行う。指定居宅介護サービス事業所へのサービス内容改善要請に対して協力を得られない場合は利用者への説明を行い、事業所の変更等の対応を行う。

また、この改善等によって、改善しない場合は、国民健康保険団体連合会に文書により利用者が苦情の申し立てを行うための必要な援助を行う。

7. 事故発生時の対応について

①当社では、サービスの事故が発生した場合は、速やかに市町村、あなたの家族または身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をすること。

③賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

④事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を行うこととする。

8. 秘密保持について

①当社では、業務上知り得た秘密については、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

②医師・居宅介護支援事業所・関連機関等とのサービス内容に関する連絡調整、その他必要な範囲で「個人情報利用同意書」で同意を得た個人情報を用いることができるものとします。

9. 虐待防止対策について

事業所は、利用者の尊厳を重んじ、利用者の虐待防止や虐待を受けている恐れがある場合は適切に対応するため、次の措置を講じます。

①利用者に対する虐待防止のための指針を策定します。

②在宅サービス虐待防止対策委員会を開催します。

③権利擁護について成年後見制度等の利用を支援します。

④苦情解決体制の整備を行います。

⑤従業者に対し、虐待防止の啓発・普及を目的とした研修等を実施します。

●虐待防止に関する責任者 管理者 奈尾 和哉

10. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会	
代表者役職・氏名	会長 大野 繁嗣	
所在地・電話番号	厚岸町梅香2丁目1番地 52-7752	
當業所数等	指定居宅介護支援事業所	1カ所
	指定訪問介護事業所	1カ所
	指定通所介護事業所	1カ所
	指定訪問入浴介護事業所	1カ所
	指定短期入所生活介護事業所	1カ所
	特別養護老人ホーム	1カ所
	地域密着型特別養護老人ホーム	1カ所

令和 6年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 厚岸町梅香2丁目1番地
 (厚岸町社会福祉センター)
 名称 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会
 指定居宅介護支援事業所
 説明者 職種 介護支援専門員

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明をうけました。

利用者 住 所

氏名 印

(代理人) 住 所

氏名 印